

大阪府中央卸売市場業務規程等の一部改正概要(案)について

1 改正の理由

令和2年6月21日施行の改正卸売市場法により、取引ルールの規制が大幅に緩和されたため、府もこれに準じて業務規程を見直したところであるが、市場の競争力をより一層高めるため、さらなる規制緩和を行い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

事項	現行	改正案
1 売買取引の方法 (せり物品・割合)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、生鮮食料品等の区分に応じ、次に掲げる売買取引の方法により卸売を行わなければならない。 1号物品: 全量せり売又は入札 2号物品: 一定割合をせり売又は入札 3号物品: せり売若しくは入札又は相対取引 知事は、各号の物品、2号物品のせり割合を定め、又は変更するときは大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の意見を聴かななければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が中央市場において行う卸売は、せり売、入札、又は相対取引のいずれかによらなければならない。
2 相対取引の承認申請 (知事の承認)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、入荷遅延、せり残品、卸売の相手方が少数等の場合で、せり物品を相対取引とする場合は、知事の承認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
3 卸売開始時刻及び卸売終了時刻	<ul style="list-style-type: none"> 青果部は、午前三時から午後二時までとする。 水産物部は、午前二時から午後二時までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
4 卸売開始時刻前の卸売の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、卸売の開始の時刻前に卸売をしてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
5 卸売業者についての卸売の相手方 としての買受の禁止 (自己買受の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けたときは、知事に報告しなければならない。
6 卸売業者の業務の規制 (知事の承認)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、主たる供給区域内において小売等を行う場合は、知事の承認を得なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、主たる供給区域内において小売等を行ったときは、知事に報告しなければならない。
7 仲卸業者の業務の規制 (知事の承認)	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者は、主たる供給区域において小売等を行う場合は、知事の承認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者は、主たる供給区域内において小売等を行ったときは、知事に報告しなければならない。
8 卸売業者の買受物品等の制限	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者に卸売をした生鮮食料品等の販売の委託を引き受け、又は買受けてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
9 委託手数料の料率の届出等	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、委託手数料の料率を定めようとするときは、知事に届け出なければならない。 当該届出の受理日から一年間は、委託手数料の料率を変更してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
10 委託手数料の收受	<ul style="list-style-type: none"> 委託手数料の料率の届出等をした卸売業者は、その受理日の翌事業年度の七月一日以降でなければ、その届出に係る料率の委託手数料を收受してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
11 せり人の登録	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、せり売で卸売をする業務に従事させるせり人について、知事の登録を受けなければならない。 知事は、せり人の経験又は能力の有無の認定のため、試験を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者からの届出に基づき、知事がせり人を登録する。

3 今後のスケジュール

- 府ホームページで取引参加者へ意見募集(12月から1月まで)
- 府議会令和4年2月定例会に「業務規程改正案」を提出
- 議決後、改正業務規程施行(令和4年4月1日)